

函館港

Port of HAKODATE



榎法華港

Port of TODOHOKKE ▶



2025年 要覧

港湾管理者 函館市

▶ 函館港の沿革

／ OUTLINE

函館港は、北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、昔は宇須岸(ウスケシ)と呼ばれ、日本海沿岸部から海産物の取引に商船が入港していた。

享徳3年(1454年)河野加賀守政通が「館」を築き、ウスケシから箱館へと名前が変り、さらに明治2年(1869年)9月函館と改称された。

函館港は、文化7年(1810年)に箱館に拠点を置いた高田屋嘉兵衛らにより、北洋漁業や本州各地との交易発展などで開港の基礎が築かれ、安政6年(1859年)6月2日、横浜・長崎とともに我が国最初の貿易港として開港し、運上所(税関)が設けられるなど、その後も、北海道と本州を結ぶ要衝として、外国貿易港としての地位を占めた。

函館港の修築は、享和元年(1801年)官民により埋立築港工事が行われ、明治維新前には、すでに約15万㎡の土地の造成が進められ、商港の基礎が作られた。明治12年(1879年)に着手された港湾調査以降、近代港湾としての建設工事が積極的に進められ施設が着々と整備された。

昭和26年(1951年)に函館港は、重要港湾に指定され、その後北海道と本州を結ぶ航路の拠点として、また、北洋漁業や造船修理の基地港として重要な役割を担うこととなったが、200海里漁業専管水域規制、造船不況、さらに青函トンネルの開通による青函連絡船の廃止などの状況の変化を踏まえ、函館港の再開発を目的とした港湾計画の改訂が平成3年(1991年)に行われ、港町ふ頭の水深14、12m岸壁、海岸町船だまり、および幹線臨港道路(第1工区)などが整備され、港湾機能が著しく向上したところである。

しかし、バブル期以降の社会経済情勢の大きな変化や貨物輸送形態の変化、さらには多様化する地域の要請に対処するため、平成17年(2005年)4月に港湾計画を改訂し、「賑わいと親しみあふれる活力ある函館港」を目指した道南圏の流通拠点港としての整備、地域の特性を活かした国際的な水産・海洋に関する学術・研究拠点の形成や国際観光都市として賑わいと魅力あるウォーターフロントの整備などを進めることとした。

その後、港町ふ頭においては、平成17年(2005年)5月から外貿コンテナ航路が開設され、平成29年(2017年)3月には北ふ頭の耐震強化岸壁および幹線臨港道路が完成し、さらに、平成31年(2019年)2月からは内貿コンテナ航路も開設されるなど、道南圏における物資流通および産業経済の拠点としての役割が一層高まるとともに、令和4年(2022年)8月に完成した道内初のクルーズ船専用ターミナルビル「函館クルーズターミナル」を含む若松地区旅客船ふ頭が令和5年(2023年)から完全供用となり、クルーズ船が入港した際は市内各所に賑わいを創出し、地域の活性化に寄与している。

The port of Hakodate, used to be called "Usukeshi", lies at the southern end of the Oshima Peninsula, which locates at southwestern of the Hokkaido Island, and many merchant ships had come to Hakodate port from the Japan Sea Coast to trade marine products in the past.

In 1454, Masamichi Kono built a box-shaped fort and thereafter the name "Usukeshi" was changed to "Hakodate", which means a box-shaped building. In 1869, the first Chinese character of Hakodate's name was changed to the present one.

Hakodate Port was laid the foundation for opening by such as Kahei Takadaya who had based in Hakodate in 1810, through North Sea fishery and trading with the main island. We opened our port in 1859 as Japan's first international trade port along with Yokohama and Nagasaki. After that, as a custom office was established, our port has held an important position of an international trading port.

Upgrade of Hakodate Port was started from coastal reclamation by public and private in 1801, reclamation land was expanded to 150,000 ㎡ to be a commercial port.

Since 1879, making a start in survey of our port, we have aggressively improved the facilities as modern port.

Though in 1951 Hakodate Port was nominated as a Important Harbor and came to bear the key role as a base in the sea route to connect Hokkaido and Honshu and moreover as a base port of northern sea fisheries and shipbuilding, we became depression due to the adoption of the 200 natural mile fishery conservation zone, the decline in ship-building industry, the abolition of the Seikan ferry caused by the opening traffic of the Seikan Tunnel and so on. Under those circumstances, we have started the revision of the port plan to redevelop the Hakodate port in 1991, and this plan drastically improved the function of our port, such as the completion of 14m and 12m-depth quays at Minato-cho Wharf, the Kaigan-cho Basin and the first industrial sector in 'Rinko' Road (Hakodate Portside Arterial Road), etc.

Moreover we revised the port plan in April 2005 to react the changes in social and economical circumstances since "the bubble economy", and also the changes in form of freight transportation and in diversified requests from local economy. This is a plan to improve our port to be the center of trading in Southern Hokkaido, and also decided to make up the academic foundation for international fisheries and marines by making use of local industries, and rebuild the waterfront area lively as a international sight-seeing city, which aiming to make our port more vital, active and familiar.

After that, an international container sea route using Minato-cho Wharf was established in May 2005, and the all section of Bayside Line of 'Rinko' Road along with the quay of Kita Wharf reinforced against earthquakes has been also opened for public use in March 2017. In addition, a domestic container services started in February 2019 and these events enhanced our role as a base for industrial economy and logistics. Furthermore, Wakamatsu Cruise Berth including 'Hakodate Cruise Terminal', the first terminal building for cruise ships in Hokkaido completed in August 2022, was fully opened its service in 2023, and now cruise ships bring bustle to various parts of Hakodate City, contributing to revitalization of the local community.

CONDITION OF NATURE

PUBLIC OFFICES



函館港港湾施設の現況 / CONDITION OF FACILITIES

●水域施設

(1) 航路

名 称	延長 (m)	幅 員 (m)	区 域
北 航 路	1,000	260~360	函館港第3防砂堤灯台（北緯41度48分38秒東経140度42分8秒。以下「A地点」という。）から143度500メートルの地点、A地点から273度30分250メートルの地点、A地点から258度720メートルの地点を順次に結んだ線とA地点から168度610メートルの地点、A地点から224度470メートルの地点、A地点から234度750メートルの地点を順次に結んだ線との間の海面
南 航 路	760	300	函館港北防波堤灯台（北緯41度47分53秒東経140度41分59秒。以下「B地点」という。）から92度200メートルの地点とB地点から265度30分560メートルの地点を結んだ線と、B地点から147度370メートルの地点とB地点から238度650メートルの地点を結んだ線との間の海面

(2) 錨 地（サークル）「函館港自主ルール（令和2年9月18日制定）」による

サークル名	中 心 点		半 径	面 積	最浅水深	サークルに錨泊可能な船舶		
	北 緯	東 経				全 長	喫 水	船 種 類
A	41-48-14.5	140-42-06.5	175m	96,162m ²	8.2m	112mまで	7.4mまで	危険物積載船舶
B	41-47-26.5	140-42-23.5	250m	196,250m ²	11.9m	172mまで	10.8mまで	上記船舶以外の船舶
C	41-47-13.3	140-42-38.2	220m	151,976m ²	10.9m	148mまで	9.9mまで	
※B・C利用	41-47-19.6	140-42-28.0	300m	282,600m ²	10.9m	228mまで	9.9mまで	

※サークルを使用する場合の手続き等の詳細は、「函館港自主ルール」を参照

●外かく施設

名 称	延長 (m)
防 波 堤	3,145
護 岸	10,820
防 砂 堤	268
波 除 堤	426
離 岸 堤	280
突 堤	313

●航路標識

灯 台

名 称	管 理 者	位 置	塗色・構造及び材質	灯 質	光度(cd)実効光度	光達距離(海里)	摘 要
函館港西防波堤灯台	海上保安庁	北海道函館港第三区（西防波堤外端） N 41° 47' 43" E 140° 41' 56"	赤色・塔形・コンクリート造	群 閃 赤 光 毎6秒に2閃光	閃 光 290cd	閃 光 7	初点 昭和45.10.28
函館港北防波堤灯台	〃	北海道函館港第四区（北防波堤外端） N 41° 47' 53" E 140° 41' 59"	白色・塔形・コンクリート造	群 閃 緑 光 毎6秒に2閃光	閃 光 320cd	閃 光 7	初点 昭和46.12. 7
函館港北防波堤灯台	〃	北海道函館港第四区（北防波堤外端） N 41° 48' 24" E 140° 41' 48"	赤色・塔形・コンクリート造	単 閃 赤 光 毎5秒に1閃光	閃 光 290cd	閃 光 7	初点 昭和47.10.25
函館港第三防砂堤灯台	〃	北海道函館港第五区（第三防砂堤外端） N 41° 48' 38" E 140° 42' 08"	白色・やぐら形・鉄造	連成不動単閃緑光 毎5秒に1閃光	閃 光 1,200cd 不動光 80cd	閃 光 9.5 不動光 5	初点 昭和19. 7.20
函館港島防波堤灯台	〃	北海道函館港第五区（島防波堤外端） N 41° 47' 42" E 140° 41' 35"	赤色・塔形・コンクリート造	単 閃 赤 光 毎3秒に1閃光	閃 光 710cd	閃 光 8.5	初点 平成13.11.27

●けい留施設

(1) 岸壁・けい船くい・棧橋

名 称	管 理 者	延長 (m)	エプロン幅(m)	水深(m)	名 称	管 理 者	延長 (m)	エプロン幅(m)	水深(m)
西 込 頭 D 岸壁	函 館 市	140	11.0~15.0	5.0	◎港 町 込 頭 A 岸壁	函 館 市	280	20.0	14.0
◎ 〃 〃 E 〃	〃	165	20.0	9.0	◎ 〃 〃 B 〃	〃	240	20.0	12.0
〃 〃 F 〃	〃	105	15.0	6.5	井 天 A 岸壁	〃	210	—	5.0
豊 川 込 頭 岸壁	〃	530	15.0~19.0	5.0	〃 〃 B 〃	〃	250	—	6.5
海岸町2号 船溜第1 岸壁	〃	70	15.0	5.0	港 町 け い 船 く い	〃	243	—	5.5
〃 船溜第2 〃	〃	200	15.0	4.5	池 見 石 油 ド ル フ ィ ン	株 式 会 社 池 見 石 油 店	28	—	6.0
海岸町4号 船溜正面 岸壁	〃	270	15.0	6.5	有 川 込 頭 第 5 岸壁	日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	152	—	7.0
〃 船溜南側 〃	〃	190	15.0	6.5	函 館 ど つ く 岸壁	函 館 ど つ く 株 式 会 社	1342	—	5.0~10.0
〃 船溜第1 〃	〃	210	15.0	5.0	函 館 ど つ く ド ル フ ィ ン	〃	286	—	6.0
〃 船溜第2 〃	〃	150	15.0	5.0	函 東 工 業 艦 装 棧 橋	函 東 工 業 株 式 会 社	85	—	6.0
〃 船溜第3 〃	〃	210	15.0	5.0	北海道ファインケミカル岸壁	北 海 道 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社	130	—	5.0
中央込頭 南 側 岸壁	〃	133	20.0	8.0	津 軽 海 峡 フェ リ ー 接 岸 棧 橋	津 軽 海 峡 フェ リ ー 株 式 会 社	193	—	6.5
◎ 〃 〃 北側第1 〃	〃	171	10.0	9.0			160	—	6.0
◎ 〃 〃 北側第2 〃	〃	165	20.0	9.0			125	—	5.0
〃 〃 〃 北側第3 〃	〃	90	15.0	5.5			172	—	6.5
〃 〃 〃 正 面 〃	〃	130	24.0	5.5	津 軽 海 峡 フェ リ ー 網 取 ド ル フ ィ ン	〃	30	—	12.0
◎ 〃 〃 〃 南側第1 岸壁	〃	130	20.0	7.5	エ ア ・ ウ ォ ー タ ー ・ ド ル フ ィ ン	エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	15	—	6.0
〃 〃 〃 南側第2 〃	〃	90	15.0	5.5	出 光 興 産 ド ル フ ィ ン	出 光 興 産 株 式 会 社	39	—	7.5
◎ 〃 〃 〃 正 面 〃	〃	185	20.0	10.0	コ ス モ 石 油 ド ル フ ィ ン	コ ス モ 石 油 株 式 会 社	44	—	4.5
◎ 〃 〃 〃 北側第1 〃	〃	130	20.0	7.5			125	—	6.0
〃 〃 〃 北側第2 〃	〃	90	15.0	5.5			125	—	7.5
北 込 頭 南 側 岸壁	〃	90	10.0	5.5	北海道エネルギー・ド ル フ ィ ン	(株) 北 海 道 エ ネ ル ギ ー	27	—	5.0
〃 〃 〃 正 面 〃	〃	190	15.0~30.0	6.5	末 広 町 西 波 止 場 式 番 館 棧 橋	株 式 会 社 マ ル カ ツ 興 産	58	—	4.5
〃 〃 〃 北 側 〃	〃	130	15.0	7.5	※函館港港図と一致しない場合がある。				(◎印は、SOLAS対応の施設)
〃 〃 〃 B 〃	〃	330	8.0	5.5					
〃 〃 〃 A 〃	〃	51	8.0	5.5					
◎ 若 松 込 頭 岸壁	〃	360	20.0	10.0					

(2) 物揚場・その他



(3) けい船浮標

名 称	管 理 者	設 置 箇 所
コスモ石油灯浮標	コスモ石油株式会社	第 5 区

●臨港交通施設

名 称	延 長 (m)
臨 港 道 路	30,284

● 荷さばき保管施設

上屋・倉庫・サイロおよび貯油槽

種 別	種 別	棟 数	敷 地 面 積 (m ²)	延 床 面 積 (m ²)	容 量
上 屋	営 業 用	7	23,766	22,801	
	専 用	1	539	539	
	計	8	24,305	23,340	
倉 庫	営 業 用	一 般 倉 庫	40	60,131	62,640
		冷 凍 倉 庫	19	52,635	45,053
		小 計	59	112,766	107,693
	専 用	一 般 倉 庫	59	78,574	22,981
		冷 凍 倉 庫	2	15,363	6,754
		小 計	61	93,937	29,735
	計	120	206,703	137,428	
サ イ ロ	営 業 用	10	1,000		6,800 (m ³)
	専 用	10	2,558		13,336 (m ³)
	計	20	3,558		20,136 (m ³)
貯 油 槽	営 業 用	101	707,416		493,841 (KL)
	専 用	5	112		3,511 (KL)
	計	106	707,528		497,352 (KL)
合 計	営 業 用	177	844,948	130,493	
	専 用	77	97,146	30,274	
	計	254	942,094	160,767	

● 船舶補給施設等

(1) 給油・給水・給氷

給 油 設 備	給 水 設 備	給 氷 設 備
給油船 7隻 1隻1時間 当り能力 193kl	岸 壁 137ヶ所 1ヶ所1時間 当り平均能力 27トン	1ヶ所 製氷日産 80トン 貯 氷 120トン

(2) 荷役労働者 (単位:人)

区 分	船内労働者	沿岸労働者	いかだ一般労働者	はしけ労働者	計
常 雇	63	60	0	1	124
臨 時	0.03	0.76	0	0	0.79

※ 常雇は「1ヶ月当たり」の年度平均人員、臨時は「1日当たり」の年度平均人員です。

(3) 水先人

水 先 人
人 数 1 名

(4) ひき船

本 船 離 着 岸 用
隻 数 4
総 ト ン 数 795
馬 力 17,500

● 港町ふ頭コンテナヤード

面 積	使用係留施設
3.1ha	港町ふ頭B岸壁 (水深12m、延長240m)
ヤード内設備	荷 役 機 械
リーファーコンセント 440V:32口	ジブクレーン 2基
上屋 1棟 (900m ²)	リーチスタッカ 2基



▲海岸町地区 海岸町船だまり

● 船舶造修施設

経 営 者 別	入 渠 及 び 建 造 可 能 最大 船 船 総 ト ン 数	隻数	摘 要
函館どつく株式会社	25,500	1	造 船 台
	17,100	1	乾 船 き ょ
	9,000	1	乾 船 き ょ
	3,000	1	乾 船 き ょ
函東工業株式会社	2,000	1	セミドライ
	1,000	2	船 架 台
そ の 他	20~350	10	船 架 台
計		17	

● 定期航路

船 種 別	航 路 名	就航船舶		寄 港 回 数
		隻 数	総 ト ン 数	
遊 覧 船	港 内	1	199	観光遊覧船ブルームーンホームページをご覧ください。
フ ェ リ ー	青 森 航 路	7	37,522	1日 14回
	大 間 航 路	1	1,912	1日 2回
コ ン テ ナ 船	韓国・中国航路	—	—	現在寄港休止中
	市 原 航 路	1	499	月 約 2 回
	東 京 航 路	1	499	週 に 1 回



▲港町地区 コンテナ荷役



▲北ふ頭地区 耐震強化岸壁

函館港港湾施設等使用料

LIST OF CHARGES

● 函館市入港料条例

※ 昭和52年3月31日 条例第16号 抜粋 (令和2年4月現在)

● 入港料の料率等

- 第3条 1 入港料の料率は、入港1回につき総トン数1トンまでごとに次のとおりとする。
 (1) 外航船舶(本邦の港と本邦以外の地域の港を往來する船舶をいう。以下同じ。) 2円16銭
 (2) 外航船舶以外の船舶 1円18銭
- 第3条 2 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の定めるところにより入港回数を算定する。
 (1) 同一船舶が1日に2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とみなす。
 (2) 同一船舶が1月に11回(1日に2回以上入港する場合の入港回数は、1回とみなす。)以上入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

● 入港料を徴収しない船舶

- 第4条 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶のほか、
 総トン数700トン未満の船舶からは、入港料を徴収しない。

● 港湾施設等使用料

区 分		金 額	
1.岸壁・けい船 くい使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶一隻につき ア. けい留時間が12時間まで	外 航 船 舶 以外の船舶	外 航 船 舶
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	231円	210円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	462円	420円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに	9円24銭	8円40銭
	イ. けい留時間が12時間を超え24時間まで		
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	308円	280円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	616円	560円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに	12円32銭	11円20銭
	ウ. けい留時間が24時間を超えるときを超える時間 12時間までごとの分		
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	154円	140円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	308円	280円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶 総トン数1トンまでごとに	6円16銭	5円60銭
	(2) プレジャーボート艇の長さ1フィートまでごとに一隻につき ア. けい留が1月未満1日につき	8円80銭	8円
	イ. けい留が1月以上1年未満1月につき	275円	250円
	ウ. けい留が1年以上1年につき	3,300円	3,000円
2.物揚場使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶一隻につき ア. 常時使用けい留1月までごとに		
	(ア) 総トン数30トン未満の船舶	2,772円	2,520円
	(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶	5,544円	5,040円
	(ウ) 総トン数50トン以上の船舶	9,240円	8,400円
	イ. 臨時使用けい留1日までごとに		
	(ア) 総トン数30トン未満の船舶	143円	130円
	(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶	275円	250円
	(ウ) 総トン数50トン以上の船舶	462円	420円
	(2) プレジャーボート艇の長さ1フィートまでごとに一隻につき ア. けい留が1月未満1日につき	8円80銭	8円
	イ. けい留が1月以上1年未満1月につき	275円	250円
	ウ. けい留が1年以上1年につき	3,300円	3,000円
3.上屋使用料	(1) 指定保税上屋以外の上屋 ア. 一般使用		
	(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき	11円	
	(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき	13円20銭	
	イ. 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき	385円	
	(2) 指定保税上屋 ア. 一般使用(見本展示および貨物の加工をする場合を除く。)		
	(ア) 5日までの分	無 料	
	(イ) 6日から15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき	11円	
	(ウ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき	13円20銭	
	イ. 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき	385円	
4.港湾施設用地 使 用 料	(1) 通常使用 ア. 荷さばき地	特 定 使 用 以外の使用	特 定 使 用
	(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	2円09銭	1円90銭
	b. 未舗装地	1円76銭	1円60銭
	(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	3円74銭	3円40銭
	b. 未舗装地	3円41銭	3円10銭
	イ. その他用地(道路を除く。)		
	1平方メートルまでごとに1月につき		
	(ア) 舗装地	62円70銭	57円
	(イ) 未舗装地	49円50銭	45円
	ウ. 道路	函館市道路占用料徴収条例 (昭和45年函館市条例第26号) 別表に掲げる額	
	(2) 目的外使用 ア. 荷さばき地	特 定 使 用 以外の使用	特 定 使 用
	(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	3円13銭	2円85銭
	b. 未舗装地	2円64銭	2円40銭
	(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	5円61銭	5円10銭
	b. 未舗装地	5円11銭	4円65銭
	イ. その他用地(道路を除く。)		
	(ア) 駐車使用以外の使用1平方メートルまでごとに1月につき		
	a. 舗装地	94円05銭	85円50銭
	b. 未舗装地	74円25銭	67円50銭
	(イ) 駐車使用自動車1台1月につき	3,000円	
区 分		金 額	
5.船 舶 給 水 施 設 使 用 料	(1) 基本料金 ア. 岸壁給水	特 定 給 水 以外の給水	特 定 給 水
	(ア) 5立方メートルまで	1,980円	1,800円
	(イ) 5立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	396円	360円
	(2) 割増料金 ア. 勤務時間外の給水および冬期間(12月1日から翌年 3月31日まで。以下同じ。)における勤務時間内の給水	給水の種別に応じ、そ れぞれの基本料金の額 の15割に相当する額	
	イ. 冬期間における勤務時間外の給水	給水の種別に応じ、そ れぞれの基本料金の額 の20割に相当する額	
6.可動構施設 使 用 料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭	
7.移動式荷役 機 械 使 用 料	(1) ジブクレーン1台につき ア. 使用時間が1時間まで イ. 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	41,905円 20,952円	
	(2) リーチスタッカ1台につき ア. 使用時間が1時間まで イ. 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	5,238円 2,619円	
8.冷凍コンテナ 用電気供給施 設 使 用 料	コンセント1口につき1時間までごとに	136円	
9.公 共 空 地 占 用 料	(1) (2)に掲げるもの以外のものの占用 ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	2円20銭 24円	
	(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用 ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	6円60銭 72円	
10.水域占用料	(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および 附属工作物、棧橋、橋りょう、船舶、けい船くい その他これらに類するものの設置による占用 ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	3円02銭 33円	
	(2) 水底管の設置による占用 ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	1円46銭 16円	
	(3) プレジャーボートのけい留に係るものの設置による占用 ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	9円07銭 99円	
	11.土砂採取料	1立方メートルまでごとに	61円60銭
備 考			
1. 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、または使用の期間が1月未満の端数があるときは、これを1月とする。			
2. 占用料の額が年単位で定められているものに係る占用の期間が1年未満である場合または占用の期間が1年未満の端数がある場合における占用料の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。			
3. 外航船舶とは、本邦の港と本邦以外の地域の港を往來する船舶をいう。			
4. プレジャーボートの艇の長さは、艇の最先端から最後尾までのメートル実測とし、1メートルは、3.28フィートで計算する。			
5. 常時使用とは、1月単位でのけい留をいい、臨時使用とは、1日単位でのけい留をいう。			
6. 特定使用とは、電柱、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。			
7. 駐車使用とは、港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を駐車するために使用することをいう。			
8. 駐車使用の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の使用料の額は、日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			
9. 自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)および軽自動車(二輪自動車を除く。)をいう。			
10. 特定給水とは、消費税法(昭和63年法律第108号)第7条第1項第1号または租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第85条第1項の規定に該当する給水をいう。			
11. 勤務時間とは、職員の勤務時間に関する条例施行規則(平成3年函館市規則第30号)第2条に規定する時間(職員の休日および休暇に関する条例(平成3年函館市条例第4号)第2条第1項に規定する日に係る当該時間を除く。)をいう。			

函館港の統計

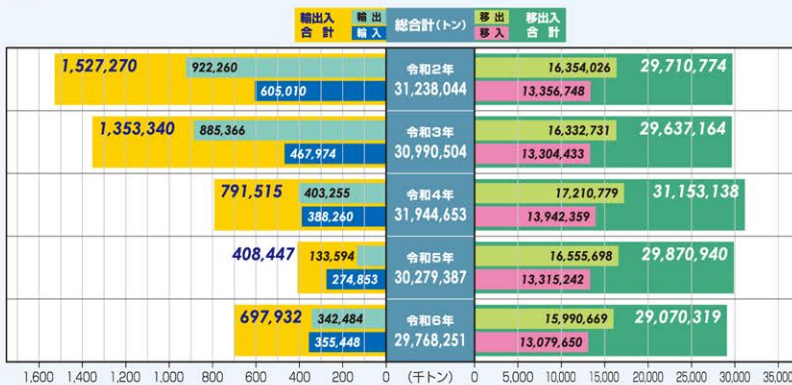
GRAPH OF STATISTICS

① 入港船舶隻数・総トン数年次比較



▲外航クルーズ船「シーボーン・オデッセイ」(令和6年4月22日初寄港)

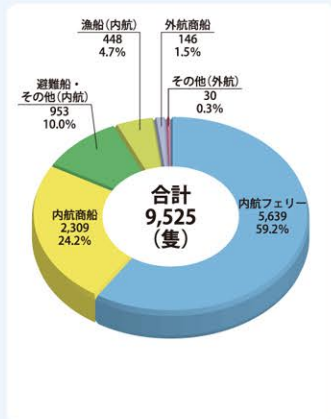
② 取扱貨物年次比較



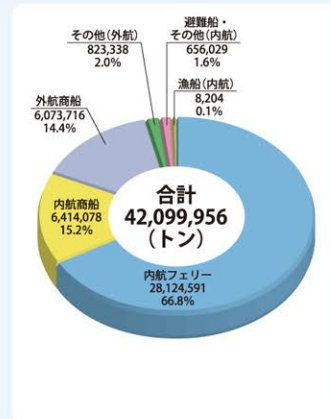
③ クルーズ船寄港実績



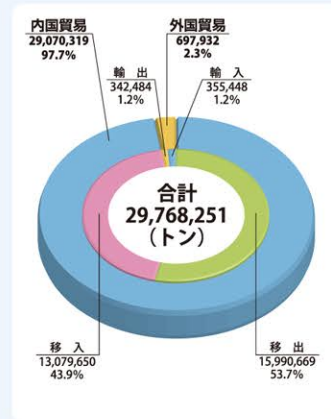
④ 入港船舶隻数種別構成



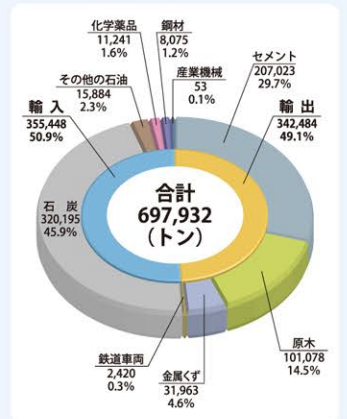
⑤ 入港船舶総トン数種別構成



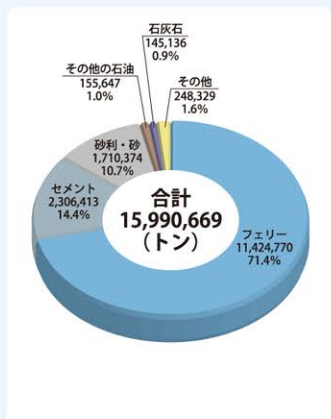
⑥ 外内貿出入別構成



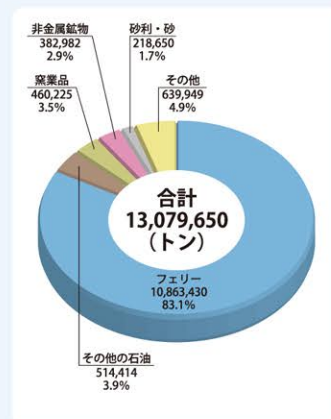
⑦ 外貿貨物品種別構成



⑧ 移出貨物品種別構成



⑨ 移入貨物品種別構成



▲万代地区 原木荷役

(令和6年実績)